

## 新潟県放課後の遊び・学び充実支援交付金 募集要項

### 1 目的

こどもを生き育てやすい環境の整備のため、市町村が行う放課後児童健全育成事業並びに放課後児童健全育成事業に類する放課後の適切な遊び、学び及び生活の場を児童に提供する事業のサービス拡充に対し、新潟県放課後の遊び・学び充実支援交付金交付要綱及び新潟県放課後の遊び・学び充実支援交付金実施要綱に基づいて交付する。

### 2 事業の概要・対象経費

#### (1) 通常分

対象事業（※）	対象経費
市町村が地域の実情に応じて放課後児童クラブ等のサービスを新設又は拡充するために令和7年度以降に新たに実施する次の事業 ア 放課後児童クラブ等の支援を受ける保護者の利用料負担を軽減する事業 イ 既存の放課後児童クラブ等の支援を拡充する事業 ウ 新たに放課後の適切な遊び及び生活の場を児童に提供する事業	事業実施に必要な経費

#### (2) 先進的取組推進分

対象事業（※）	対象経費
市町村が放課後における遊びや学びの充実を図るために実施する次のア～エの要件を満たす a～c の事業 ア 令和8年度以降、新たに実施するもの イ 新規性（次の(ア)～(イ)のいずれかを満たす） (ア) 令和7年度時点において県内で未実施の取組 (イ) 既存の取組を改善し、又は高度化した取組 ウ 効果性（次の(ア)～(イ)のいずれかを満たす） (ア) 課題の解決に対し、明確な効果が期待できる取組 (イ) 他の自治体において成果が確認されている取組、又は実証的根拠を有する取組 エ 展開性（次の(ア)～(イ)のいずれかを満たす） (ア) 他の市町村においても応用可能な取組 (イ) 県全体の政策効果の向上に資する取組  a 放課後児童クラブと放課後子供教室の同一事業者による一体運営事業 b 体育館等の学校施設を活用した放課後の居場所づくり事業 c 放課後児童クラブや学校施設等を活用した朝の預かり事業	事業実施に必要な経費

※(1)イ、ウ及び(2)の事業は市町村単独事業として実施するものに限る。(他の補助事業と合わせて実施する事業及び社会福祉法人等への助成を含む)

※施設の整備や改修、クーラーの設置や取り替えに係るものを除く。

### 3 交付額の算定方法

利用者負担の実軽減額及び対象経費の実績額（支出額から収入額を控除したもの）と次の計算による基準額のいずれか少ない方を算定額とする。

なお、算定額は千円未満切捨てとする。

#### (1) 通常分

市町村が実施する放課後児童健全育成事業における  
小学1年生の登録児童数（令和8年5月1日時点） × 27,600円 = 基準額

※算出された金額100万円に満たない場合は1市町村当たり100万円とする。

※放課後児童健全育成事業を実施していない場合は1市町村当たり50万円とする。

#### (2) 先進的取組推進分

- ・放課後児童クラブと放課後子供教室の同一事業者による一体運営事業  
1市町村あたり400万円とする。
- ・体育館等の学校施設を活用した放課後の居場所づくり事業  
1市町村当たり100万円とする
- ・放課後児童クラブや学校施設等を活用した朝の預かり事業  
1市町村当たり50万円とする。

### 4 募集スケジュール

受付期間 令和8年6月30日（火）まで

予算に達しなかった場合は、再度募集する場合があります。

交付決定 7月中旬頃に交付決定予定です。

応募状況により申請額から減額して交付決定する場合があります。

### 5 交付申請

#### (1) 提出書類

- ・交付申請書（別紙様式1）
- ・事業計画書（別添）  
※申請事業に応じて通常分・先進的取組分のいずれか又は両方
- ・所要額調書（別表1）
- ・当該年度の歳出歳入予算書（見積書）抄本（任意様式）  
※申請事業に係る予算の歳入歳出の状況が分かるもの
- ・その他参考となる書類（任意様式）

委託事業や備品購入等は見積書等の申請事業費が確認できるもの。

（提出が難しい場合は別途相談願います。）

※実績報告に当たっては事業実施や実績額の支出が確認できる資料を提出いただきますのでご注意ください。

事業実施が確認できる資料の例：実績報告書、取組の写真、利用者負担軽減の利用者向けの案内等

実績額の支出が確認できる資料の例：請求書及び領収書等（請求された額と支出した額が確認できるもの）

#### (2) 提出先及び提出方法

下記担当まで電子メールにより提出願います。

#### 【お問い合わせ】

新潟県福祉保健部こども家庭課

こども政策室 水野、遠藤

電話：025-280-5214

E-mail：ngt040270@pref.niigata.lg.jp